平成２１年（フ）第２６６号
愛知県豊橋市小松町172番地２　201
債務者　坂井さとみ
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月１日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第３４７号
愛知県豊橋市南栄町字蟹原21番地39　103
債務者　谷川伊佐夫
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月１日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第３４９号
愛知県豊橋市中郷町173番地　301
債務者　井上　　全
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月１日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第３５０号
愛知県豊橋市中郷町173番地　301
債務者　井上　　愛
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月１日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第３５１号
愛知県蒲郡市形原町南新田１番地１
債務者　市川　大祐
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月１日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第３６５号
愛知県豊橋市天伯町字中里35番地の３
債務者　八木　郁子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月１日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第３６９号
愛知県豊橋市曙町字若松77番地の２　206
債務者　濱名　一幸
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月１日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第８７０号
岡山県玉野市梶岡828番地、前住所神奈川県茅ヶ崎市小和田２丁目８番３号　レオパレス小和田208号
債務者　竹見　直美
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８７６号
岡山市北区奥田本町７番31号
債務者　岡山　　正
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０９４号
神奈川県大和市福田５丁目23番地１　グリーンコーポⅢ103号
債務者　塚越　まい（旧姓榎本）
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０９５号
神奈川県大和市桜森３丁目６番18号　レジデンスヤマグチ208号
債務者　石井　里佳
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１２０号
横浜市瀬谷区橋戸２丁目23番地　県営橋戸原団地１棟306号
債務者　加藤　　弘
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１３４号
横浜市保土ケ谷区桜ケ丘２丁目54番24―102号
債務者　神野　誠一
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１３８号
横浜市瀬谷区相沢１丁目17番地４　コスモワン103
債務者　串原　敬子（旧姓川並）
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１４１号
神奈川県綾瀬市寺尾南３丁目７番25号
債務者　亀田　ルミ
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部